

ふれあいネットワーク

かがやき

第233号

令和7年3月5日発行

社協だより

3月



みんなで元気に鬼退治

まちの子育てひろば “ひまわり” ～節分行事～

最初に色画用紙を使って、赤鬼、青鬼のお面を作りました。目の表情、口元で、怒った鬼、笑った鬼、...、思い思いのいろいろな鬼のお面ができました。

その後、豆まきの歌や雪の歌を歌っていると、金棒を持った大きな鬼が乱入。

泣き出す子供もいましたが、お母さんと一緒に「鬼は～外！」「福は～内！」と豆まきをして鬼をやっつけました。

 社会福祉法人佐用町社会福祉協議会

〒679-5213 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946 南光地域福祉センター内
TEL : (0790) 78-1212 (代表) FAX : (0790) 78-1700



ホームページ



フェイスブック



インスタグラム

地域共生社会をめざして

『ほっとかへんネットワーク』による相談支援

新型コロナウイルス特例貸付(以下、「特例貸付」という)は、令和2年3月25日(令和4年9月末までの間、全国の社会福祉協議会で貸付が行われました。新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナウイルス」という)の影響で休業や失業を余儀なくされ、減収した世帯を対象とした無利子での貸付制度でした。

佐用町においては、64世帯に6,295万円の貸付を行いました。

県下全社協に配置されたほっとかへんネットワーク

そういった状況の中、兵庫県社会福祉協議会では、県下全社協に『ほっとかへんネットワーク』を配置しました。その役割は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例貸付の償

還期間内において、生活困窮状態が続く借受世帯等が安心して暮らすことができるために必要な支援と、地域内のセーフティネットの充実を通じた社会的孤立・排除の解消・予防を図ることです。

この事業は令和5年度(令和16年度までの12年間実施され、各市区町村社協では表①のような取り組みを進めています。

佐用町社協での取り組み

本会では、まず借受世帯の困りごとや生活困窮世帯の実態把握を目的に、アンケート調査を実施しました。アンケートの実施にあたっては、既に償還免除となった世帯、償還猶予をされている世帯や償還が遅れている世帯などを中心に実施。その結果

から、現在、借受世帯が抱えている生活課題を把握し、その後の相談支援を通して、解決につなげていきます。

また、生活困窮世帯への食料支援を行うため、本会及び佐用町は、NPO法人フードバンクはりまや(㈱フジ(マックスバリュ佐用店)と協定を結び、フードバンク活動に取り組んでいます。あわせて、町民のみならずまからお寄せいただいた食料品等も活用しながら、支援活動を実施していきます。

多重債務等、生活に困る理由は様々です。今年度も、10世帯の生活困窮世帯の方々へ食料支援を行いました。支援の結果、再就職や公的な支援につながった方もいます。また、地域で支え合う体制づくりの一環として、三者連

表① ほっとかへんネットワークが行う事業内容

基本事業	①特例貸付の借受世帯等への相談支援	特例貸付の借受世帯に対する相談支援等を実施し、特例貸付の償還や免除に関する課題に対応するだけでなく、世帯の抱える他の生活課題への対応も行う
	②特例貸付の借受世帯等への情報提供	
選択事業	①地域における生活課題の実態把握	借受世帯への支援に必要な実態把握をはじめ、関係機関との連携促進、就労先や居場所等の開発等の支援を通じ、借受世帯を含む生活困窮者支援の充実を図る
	②地域・他機関と協働した地域生活課題への対応	
	③当事者活躍支援	
	④就労支援・中間就労の促進	
	⑤その他、この事業の目的を達成するための事業	

※本会は、選択事業の①と②を実施しています

絡会(生活支援体制整備事業の第2層協議体。民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、福祉委員の情報共有の場)を開催しています。

その場において、生活困窮をテーマとした意見交換を行うなど、地域の課題を「我が事」として理解してもらおう働きかけも行っています。

今回紹介した活動内容は(☎78-0830)

のの一部です。本会では、行政やNPO法人神戸の冬を支える会等と連携・協働しながら、生活にお困りの方等に支援を行っています。

困りごとを抱えている方、家族や近所の方で、お困りの方がおられましたら、お気軽にご相談ください。

身のまわりのバリアに気づき、

自分たちにもできることを考える

～上月中学校で福祉学習～

2月3日（月）、上月中学校2年生を対象に、車いす体験と高齢者疑似体験を行いました。

車いす体験では、車いすの使い方、説明のあと、段差の上り下りや坂道での移動を行いました。小学生のときに車いすの操作を体験している生徒が多く、スムーズな移動ができていました。

他にも、車いすに乗ったまま乗車できる福祉車両のリフトを体験。福祉車両は初めてのようで、「リフトが動くとき少し怖かったけど、安定していたので安心して乗れる」等、実際に体験したことで学ぶこともあったようです。

高齢者疑似体験では、年齢の経過による身体の変化について装具を装着しながら説明。腰が曲がり膝も上がりにくい状況で、見守り役とペアになり実際に校舎内の階段や廊下を歩きました。

加齢に伴い身体の動きが悪くな



移動の補助や聞き取りづらい時の通訳等に、重要な見守り役

れば、少しの動作でも疲れやすくなること。また、腰が曲がっていると歩行が不安定になること等を体験するなど、高齢者の身体の変化について理解を深めました。

また、2月17日（月）には1年生が視覚障がいについて学ぶ、アイマスク体験を行いました。

目が見えない状態でも音は聞き分けられる、よく触るものであれば物も判別することはできます。しかし、色の判別や歩く方向が分からない等、サポートが必要な場面があることを学びました。

車イスのまま乗れる福祉車両の貸出しをしています

～福祉車両貸出事業～

自力では外出が困難な高齢者及び重度身体障害者（児）、介護保険法による介護認定を受けた在宅要援護者を介護している世帯で社会生活に不便をきたしておられる方に、福祉車両を貸出しています。

使用用途・行き先は問いません。町内外への通院や買い物、旅行等、2日以内であれば、ご自由にお使いただけます。

貸出料は無料ですが、走行距離に応じた燃料の補給をお願いしています。

詳しくは下記までお問い合わせください。



【お問い合わせ・申込先】 地域福祉課総務係 ☎78-1212

令和6年度 佐用町地域福祉研修会

地域 × 防災 × 福祉
づくり

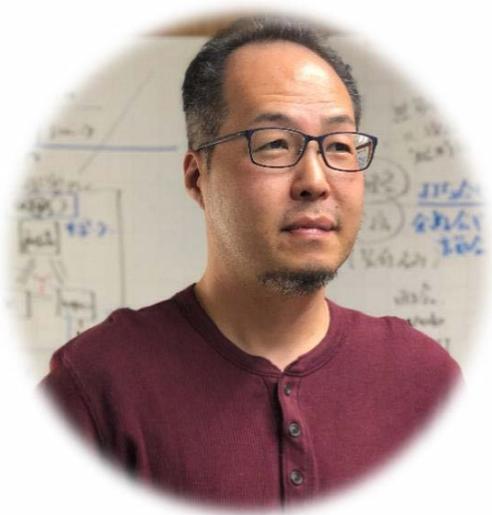
入場
無料

みんなで考える 災害時にも強い地域づくり ～「誰一人取り残さない」地域を目指して～

近年、自然災害の頻度や規模が増大する中、地域ぐるみで『災害への備え』を行う等、災害時にも強い地域づくりを進めることが求められています。

特に災害時等には、高齢者や体の不自由な人などの『要配慮者』の避難にあたっては、日頃から身近な人が声をかけあい、協力して行動する『支えあいの体制』がとても重要になります。

台風第9号災害から15年が経過し、当時の記憶も薄れつつありますが、昨年1月には能登半島地震が発生するなど、災害対応の重要性は益々高まっています。地域での実践に向けて一緒に考えてみましょう。



講師・コーディネーター

李 仁鉄 さん

【講師プロフィール】

2004年7月の新潟・福島豪雨で被災。初めて『災害ボランティア』を身近に感じ、3ヶ月後に発生した中越沖地震の際にはボランティア活動に参加。そこで知り合った仲間から誘われ、『にいがた災害ボランティアネットワーク』に参加。会の法人化に伴い、常勤職員となり、2008年より事務局長、2017年から理事長に就任。

これまで多くの被災地で災害ボランティアセンターの運営支援及び被災地域の支援に携わり、2009年8月の台風第9号災害の際には、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議のメンバーとして佐用町でも活動。昨年1月に発生した能登半島地震においても石川県の県域支援担当として活動中。

とき

令和7年3月30日（日）
午後1時30分～午後3時30分
（開場：午後1時）

ところ

さよう文化情報センター
おりひめホール

内容

第1部 講演会
演題：みんなで考える災害時にも強い地域づくり
講師：NPO法人 にいがた災害ボランティアネットワーク
理事長 李 仁鉄 さん

第2部：実践報告
しんとうむら
榛東村見守りネットワーク事業
～住民支え合いマップづくり～
・群馬県榛東村社会福祉協議会
事務局長 小野関 芳美 さん
・群馬県榛東村民生委員・児童委員協議会
会長 村上 恵次 さん

【問い合わせ先】

佐用町社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉推進係
☎ (0790) 78-0830

令和7年度

兵庫県ボランティア・ 市民活動災害共済のご案内



この共済・保険は、加入されたボランティアの方が自発的な意思に基づき、日本国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動中（往復途上を含む）の、万が一の事故に備えていただくためのものです。保険金または見舞金をお支払いする主な場合は、次のとおりです。

補償の種類		保険金・見舞金をお支払いする主な場合
ボランティア 活動保険	傷害補償	日本国内において、被保険者がボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金等をお支払いします。
	賠償責任 補償	被保険者が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。 (a) ボランティア活動中に発生した事故 (b) ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 (c) ボランティア活動の結果に起因する事故 (d) ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 なお、(d)については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
死亡見舞金		ボランティア活動中、ボランティア自身が「傷害保険金」の対象にならない疾病で亡くなった場合 ※天災危険補償プランは給付対象外となります。

加入対象者	兵庫県社会福祉協議会および兵庫県下各市区町社会福祉協議会に登録された団体及び個人ボランティアに限ります
掛金	<市民活動災害共済プラン> 1名につき500円 <天災危険補償プラン> 1名につき600円
補償期間	令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時までの1年間 ※4月1日からの加入を希望される場合は、3月31日までにお手続きください。
支払い対象	自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献することを目的とした日本国内における無償の活動（交通費、食事代等、費用弁償程度の支給は無償とみなします。）で、次のいずれかの活動に限ります。 ●社会福祉協議会に届け出た、または社会福祉協議会の委嘱を受けた活動 ●所属するボランティア活動団体等の会則に則り、企画立案された活動 ※活動場所への通常の経路による往復途上やボランティア活動のための学習会、研修会、会議等への参加も含まれます。自動車事故は、被保険者自身のケガのみが対象です。
加入手続	下記の加入書類に加入者の掛金を添えて、佐用町ボランティアセンターにご提出ください。 ①兵庫県ボランティア・市民活動災害共済加入申込票兼加入者名簿 ②加入者名簿（氏名・住所（番地まで記入）・電話番号の記載があるもの） ※①は社協各センターで配布しています。

ボランティアグループ・市民活動団体等が行事・イベントを主催する場合の万が一の事故に備えるための、兵庫県ボランティア活動等行事用保険も取り扱っています。
詳しくは下記のお問い合わせ先までお尋ねください。

<お問い合わせ先> 佐用町ボランティアセンター ☎78-0830

善意の心ありがとうございました。

1月11日～2月10日受け付け分
預託者名（順不同・敬称略）

- 古切手、その他物品
平福 内海 典子
上井 山下 清三
海内 堤下 貞三
仁方 藤元 敬子
金屋 藤元 敬子
上月 藤元 敬子
久崎 水鳥 素良
大酒 永吉 素枝
平松 春井 なるみ
下郷 船引 なる夫
春哉 匿名 哲夫
- 給食材料
小赤松 高見 芳嗣
多賀 小谷 勇人
下徳久 匿名
匿名1件
- 物品口座
乃井野 黒崎 文子
廣山 服部 三和子
丹波市 酒井 宗昭
I D E C (株) 新規事業開発部
- 香料返しにかえて
海内 井上 美枝子
下石井 熊淵 明治
早瀬 小林 栄一
○供養として
末廣 一上 知巳
○福祉のために
西播磨地域県職員 歳末愛の預託運動
道の駅宿場町ひらふく 佐用工場
榊古川組
榊ポーラ化粧品
役場健康福祉課
役場建設課
役場三日月支所
L i n d e A M T
J a p a n (株)
匿名1件

佐用町善意銀行には、年間を通して預託金や預託品をお寄せいただいています。
中でも預託金は、佐用町の福祉活動を推進するためになくはない財源となっておりますので、みなさんのご理解とご協力をよろしく願います。

通院や買い物など、みなさまの外出を応援します

さよさよサービス運行中!!

運行曜日	運行地域
月・水・金	佐用地域、上月地域の一部地域（福吉・本郷・大垣内・皆田・南中山・来見・田和・才金・金子・桜山・金屋・力万・須安・宇根）
火・木・土	南光地域、三日月地域、上月地域の一部地域（榎ヶ渚・越田和・判官・稗田・久木原・小日山・目高・寄延・上上月・中上月・下上月・仁位・早瀬1・早瀬2・家内・久崎・櫛田・円光寺・下秋里・上秋里・西新宿・大日山・小赤松・大酒）

予約制

予約専用電話 **78-8034**

※2週間前から利用日の前日午後3時までに電話予約してください。
但し、前日が土・日・祝日等の場合は、その前日が期日になります。

予約受付時間

午前8時30分～午後3時00分まで
※受付日：月曜日～金曜日（平日）

運行時間

午前8時30分～午後5時00分まで
※運休日：日曜日・祝日・年末年始



佐用町社会福祉協議会では登録ヘルパーを募集しています

- ①応募資格：介護福祉士、介護職員実務者研修（旧ヘルパー1級／基礎研修）以上、介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）以上
- ②年齢：70歳以下 ③勤務時間：応相談 ④勤務形態：直行直帰（自宅から直接利用者宅へ訪問）
- ⑤賃金：時間給1,330円～（別途、介護職員等手当、交通費あり）
- ⑥応募方法：履歴書、資格証明（写）を本会事務局へ提出
- ⑦選考方法：書類選考及び面接選考の上、決定します（日時は、後日連絡します）

【申込・お問い合わせ先】総務係 ☎78-1212

ふれあいカレンダー（3月）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
23 天皇誕生日	24 振替休日	25 生きがいデイ 三日月福祉拠点施設 9:30~ 給食サービス	26 喫茶であい 三日月地域交流センター 10:00~	27	28 子育てひろば ひだまり (親子リトミック) 三日月福祉拠点施設 10:00~ 給食サービス	3/1 さよう子ども食堂 「Full House」 さよう子育て支援センター 11:30~ 趣味から広がる 地域活動講座 （「やってみたい」 を形に！楽しいまち づくり） 南光地域福祉センター 10:00~
2	3	4 給食サービス	5	6 子育てひろば ひまわり (ひな祭り会) 南光地域福祉センター 10:00~	7 給食サービス	8
9	10	11 給食サービス	12 喫茶であい 三日月地域交流センター 10:00~	13 生きがいデイ 三日月福祉拠点施設 9:30~ 子育てひろば ひまわり (ベビータッチ教室) 南光地域福祉センター 10:00~	14 給食サービス	15 ふれあい喫茶 「とも」 川原町公民館 9:00~ ふれあい喫茶 「あえる」 南光地域福祉センター 9:00~
16	17	18 給食サービス	19 ふれあいの里 交流（茶屋・新 宿・広山・弦谷・南 広） 三日月福祉拠点施設 10:00~	20 春分の日	21 給食サービス	22
23	24	25 生きがいデイ 三日月福祉拠点施設 9:30~ 給食サービス	26 喫茶であい 三日月地域交流センター 10:00~	27	28 子育てひろば ひだまり (お楽しみ会) 三日月福祉拠点施設 10:00~ 給食サービス	29
30 佐用町地域福 祉研修会 さよう文化情報センター 13:30~	31	4/1 給食サービス	2	3	4 給食サービス	5



町民ペンリレー (No.231)

はるな りょうすけ
春名 良介 さん (49歳)
 (佐用町船越)

質問：自己紹介をしてください。

答え：地元で自営業をしています。もうすぐ50歳になりそうです。なんか寂しいです。

質問：趣味・特技はなんですか？

答え：仕事柄、車をさわるのが大好きです。

質問：日頃から心掛けていることはありますか？

答え：笑顔で挨拶を心掛けています。

質問：最近嬉しかったことはありますか？

答え：長男が同じ仕事をしているのですが、仕事が休みの時、よく手伝ってくれます。成長を感じて、嬉しいですね。

質問：最近のマイブームはなんですか？

答え：最近、古い車を買ったのですが、それを綺麗にしていくのが楽しみです

質問：好きな言葉はありますか？

答え：『感謝』です。何事も感謝！

質問：最近、気になっていることはありますか？

答え：次男が毎週野球を頑張っているのですが、中学生最後なので本塁打を打ってほしいですね。



前回の 小野 利治 さんからのメッセージ：「趣味が出来るように頑張りましょう！」

ヤングケアラーをご存知ですか？

■ヤングケアラーとは？

本来、大人が担うような家族のケア(家事、介護、兄弟の世話等)を、日常的に行っている18歳未満の子どもを『ヤングケアラー』といいます。

例えば・・・

- ・障がいや病気のある家族の代わりに家事(買い物、料理、掃除、洗濯等)をしている。
- ・障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしている。
- ・家計を支えるために働いて、障がいや病気のある家族を助けている

【兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口】

☎ (078) 894-3989

月曜日～金曜日 9時30分～16時30分

(祝日・年末年始を除く)

■ケアによる影響について

家族をケアすることで生まれる素晴らしい価値がある一方で、適切な支援がなく、多くの負担・責任が子どもの学業・友人関係・生活・健康等、その後の人生に影響が出ることがあります。

■地域での関わりについて

ヤングケアラーは自身がケアラーであるという自覚がない等の理由により、自ら誰かに相談することが難しい状態です。そのため、ヤングケアラーという存在を認知し、一人で悩みを抱え、孤独になりがちなヤングケアラーに周囲の人たちが気づき、寄り添うことが大切です。

ご近所や学校など、地域にいる子どもに困っている様子がみられたら、まずは子どもたちの『話』を聞いてみてください。

※ここでいう「ケア」とは、本来大人がするような家事や家族のお世話等を、大人に代わってすることをいいます。ちょっとしたお手伝いやペットの世話はあてはまりません。



この広報紙は共同募金配分金の一部で作られています。

